

罹災証明申請書

(宛先)甲州市長

年 月 日

申請者 (世帯主)	住所 〒					
	電話番号					
	現在の連絡先(上記住所と同じ場合は不要)					
窓口に來られた方 (申請者と同じ場合は記入不要)	電話番号					
	(ふりがな) 氏名					
	生年月日 年 月 日					
被災住家の 世帯構成員 (住民登録と同じ場合は記載不要)	住所 〒					
	電話番号					
	(ふりがな) 氏名					
	申請者との関係					
罹災原因	氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日
被災家屋の所在地 (申請者住所と同じ場合は記入不要)	甲州市					
家屋の種類	<input type="checkbox"/> 住家※ ⇒ <input type="checkbox"/> 持家 (造 階建) <input type="checkbox"/> (戸建 ・ アパート)					
	<input type="checkbox"/> 非住家 ⇒ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他 ()					

※住家とは、現実には居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます。
(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

被害の状況	<input type="checkbox"/> 浸水被害 (□床上 □床下) <input type="checkbox"/> その他被害(以下に記入) ※できるだけ詳しく記入してください。					
写真による 被害区分の判定 (自己判定方式)※	<input type="checkbox"/> 希望する (写真を添付) <input type="checkbox"/> 希望しない					
罹災証明書の 使用目的	※詳しくは裏面を参照してください。					
住家に関する情報 の内部利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うために、固定資産課税台帳に記載された建物の所在、地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。 <input type="checkbox"/> 同意しました					
罹災証明書の 交付方法	<input type="checkbox"/> 郵送 (住所:) (宛先:) <input type="checkbox"/> 窓口				罹災証明書の 必要枚数 (原則1枚)	

- ・添付書類
 - ①罹災状況が判断できる写真
 - ②罹災現場付近の住宅地図等(罹災物件を明示してください)
 - ③その他必要書類

- ・代理人申請 同居の親族以外の方が申請する場合は、委任状及び身分証明書が必要になります。

- ・その他 申請内容に虚偽等があった場合、証明を取り消すことがあります。
罹災後90日以上経過している場合は、被害の状況欄にその理由も記入してください。
被災家屋が住家以外(非住家)の場合、罹災証明書には「被害の程度」は記載されません。

写真による被害判定(自己判定方式)を希望される方へ

下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。

写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判断できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行う場合があります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

※ 添付していただく写真は、被災家屋であることを確認できるもの、かつ被災状況が確認できるものを添付してください。(表札・住居表示など家屋の所在がわかるもの)